

フェリーターミナル条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

フェリーターミナル条例施行規則の一部を改正する規則

フェリーターミナル条例施行規則（平成30年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
	<p><u>（休所日）</u></p> <p>第1条の2 宮古港フェリーターミナル（以下「フェリーターミナル」という。）の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）日曜日及び土曜日</p> <p>（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（3）12月29日から翌年1月3日まで</p> <p>2 条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、前項の休所日以外の日において臨時に休所し、又は同項の休所日において臨時に開所することができる。</p>																					
<p>（使用時間）</p> <p>第2条 宮古港フェリーターミナル（以下「フェリーターミナル」という。）の使用時間は、午前5時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</p>	<p>（使用時間）</p> <p>第2条 フェリーターミナルの使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p>2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。</p>																					
<p>（利用料金の免除及び還付の申請）</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>（利用料金の免除及び還付の申請）</p> <p>第7条 [略]</p>																					
	<p><u>（知事による管理）</u></p> <p>第8条 条例第2条ただし書の規定により知事がフェリーターミナルの管理を行う場合に係るこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>左欄</th><th>中欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1条の2第2項</td><td>条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）</td><td>知事</td></tr><tr><td>第2条第2項</td><td>指定管理者</td><td>知事</td></tr><tr><td>第3条</td><td>指定管理者の</td><td>別に</td></tr><tr><td>第4条</td><td>指定管理者</td><td>知事</td></tr><tr><td>第5条</td><td>指定管理者</td><td>知事</td></tr><tr><td>第6条</td><td>指定管理者の</td><td>別に</td></tr></tbody></table>	左欄	中欄	右欄	第1条の2第2項	条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）	知事	第2条第2項	指定管理者	知事	第3条	指定管理者の	別に	第4条	指定管理者	知事	第5条	指定管理者	知事	第6条	指定管理者の	別に
左欄	中欄	右欄																				
第1条の2第2項	条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）	知事																				
第2条第2項	指定管理者	知事																				
第3条	指定管理者の	別に																				
第4条	指定管理者	知事																				
第5条	指定管理者	知事																				
第6条	指定管理者の	別に																				

第7条	利用料金	使用料
	指定管理者の	別に

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。